## 社会福祉法人 栗栖の荘 役員名簿等

: 自 令和7年6月11日 至 令和8年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

· 🗀 13 J H 1	10/11/11 7 1/40		
役職名	氏 名	職業	備 考 (親族等特別関係の有無)
理事長	小 林 多 聞	(養護)栗栖の荘 施 設 長	有 (小林理事の叔父)
理事	山 本 佳 子	情報サービス会社 嘱 託 社 員	無
理事	家納智鶴子	ピアノ講師 音楽療法士	無
理 事	田 原 光 宏	理学療法士	無
理 事	服 部 紀 子	居宅介護事業所 质 長	無
理事	小 林 理 人	(特養)栗栖の荘 施 設 長	有(理事長の甥)
監事	家納秀樹	市 社 協 (元) 事務局次長	無
監事	山 下 廣 志		無

自 令和7年6月11日 至 令和10年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

役職名	氏	名	職業	備 考 (親族等特別関係の有無)
評議員	石 田	栄 子		無
評議員	菅 野	弘 子		無
評議員	吉本	和子		無
評議員	菅 野	收	司法書士	無
評議員	千葉	幸宏		無
評議員	村上	秀樹		無
評議員	岸	徹	市社協職員	無

自 令和7年6月11日 至 令和10年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時

<u> </u>	0 / 1 1	-		THIU		JAK/N 17 0 17	
役職名	氏		á	名	職	業	備 考 (親族等特別関係の有無)
評議員選任 ・解任委員	香	Щ	三	郎			無(外部委員)
評議員選任 ・解任委員	木	南	義	孝			無(外部委員)
評議員選任 ・解任委員	家	納	秀	樹			無 (監事)
評議員選任 ・解任委員	西	垣	洋	明	看護居宅介 所	·護事業所 長	無 (事務局員)

## 社会福祉法人 栗栖の荘 役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗栖の荘(以下「法人」という。)の理事、監事、 評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び旅費の 支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第2条 役員等が理事会又は評議員会等に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支給するができる。

(理事及び評議員の報酬)

- 第3条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービス事業(以下「事業」という。)の運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。
  - 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人業務及び事業の 運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給すること ができる。
  - 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び事業の 運営のために業務を行った場合には、別表2により報酬及び旅費を支給すること ができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査する業務を行った場合には、 別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のために出張する場合には、別表3により報酬及び旅費を 支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する理事等には、この規程は適用しない。

(改 正)

第7条 この規程は、評議員会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日より全面改正し、施行する。

別表1 (第2条関係)

名 称	報酬	旅費
理事会出席報酬等	5,000 円	旅費規程による
評議員会出席報酬等	5,000 円	旅費規程による
評議員選任・解任委員会報酬等	5,000 円	旅費規程による

## 別表2 (第3条及び第4条関係)

名称	報酬	旅費
理事長業務報酬	5,000 円	旅費規程による
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	旅費規程による
監事監査指導報酬等	5,000 円	旅費規程による

## 別表3 (第5条関係)

名称	報酬	旅費
報酬及び旅り	5,000 円	旅費規程による